

株 主 各 位

群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
明星電気株式会社
代表取締役社長 高 田 成 人

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成30年6月20日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月21日（木曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)
 2. 場 所 東京都江東区豊洲三丁目1番1号
豊洲IHIビル低層棟3階研修室
 3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第105期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第105期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件

4. 書面またはインターネット等による議決権行使の要領

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月20日
(水曜日) 午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記33頁から34頁に
記載)の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成
30年6月20日(水曜日) 午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インター
ネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、イン
ターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われた
ものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください(代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限られます。)
 3. 法令および当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.meisei.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.meisei.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)におけるわが国経済は、企業収益の改善傾向が持続するなか、堅調な設備投資に加えて、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外においては、米国が通商保護主義色を強めていることや中東・東アジアなど一部地域での地政学的リスクの高まりで政治的不確実性が増加していることで、世界経済の先行きについては依然として不透明な状況が続いています。

このような状況のもと、当社は「2016中期事業計画」の2年目としてその基本方針を踏まえながら、更新需要の端境期対策ならびに中期的な成長対策として「受注確保に向けた戦略的チーム活動(営業チームによる新規顧客開拓ローラ作戦、設計・調達・生産チームによる製品競争力強化作戦)」および「更新需要の端境期であるが故の費用改善に向けたスリムで筋肉質な体質づくり」に注力してまいりました。同時に、前年度の宇宙開発および火山関連案件のコスト増の反省を踏まえ「工事損益悪化防止に向けたリスク管理体制の強化」にも取り組んでまいりました。

これら施策により、河川防災・道路防災関連の新市場で初の大型案件の受注や固定費圧縮による損益分岐点の改善などの成果をあげることができました。しかしながら、宇宙防衛分野における受注の伸び悩みおよび気象防災分野の経験のない要素を含む案件ならびに宇宙防衛分野の長工期案件での技術課題の発生により、売上と営業利益ともに期初計画を達成するに至りませんでした。

その結果、当連結会計年度の売上高は前期比931百万円(12.5%)減少し、6,527百万円となりました。

営業利益は、前期に比べ270百万円改善し23百万円となりました。同じく、経常利益は前期に比べ265百万円改善し19百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ、403百万円改善し9百万円となっております。

事業部門別状況は次のとおりです。

なお、当社は事業の内容を2つのセグメントに分けております。

当連結会計年度のセグメント別の売上高および営業利益は次のとおりです。

	売上高 (百万円)			営業利益又は営業損失(△) (百万円)		
	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減
気象防災事業	4,667	4,217	△449	△420	41	461
宇宙防衛事業	2,791	2,309	△481	167	37	△130
調整額(注)	—	—	—	5	△54	△60
合計	7,458	6,527	△931	△247	23	270

(注) 営業利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、予算と実績の調整差額であります。

① 気象防災事業

■ 主要な事業内容

ラジオゾンデ、POTEKA (超高密度気象観測システム)、緊急地震速報対応Qキャスト、地上気象観測装置、各種航空管制システム、水門遠隔監視制御システム、山地災害予知施設、火山観測装置、放流警報装置、水晶水位計、計測震度計、3DLR (踏切障害物検出装置) 等

気象防災事業については、受注高が回復の兆しを見せているものの、売上高は、前期に比べて減少しています。前期において高層気象分野のARS (ゾンデ自動放球装置) や地上気象分野の山地災害予知施設関係が多かったことの反動で減少していることに加え、同じく防災分野でも前期は大型更新工事の火山観測関連案件があったことの反動で減少したことにより、合計で449百万円減少して4,217百万円となりました。売上高全体に占める割合は65%となっております。売上高は減少しましたが、営業利益は、受注前リスク審査や操業管理の強化等によるコストダウンの実現や、さらには前期に大きく業績悪化の要因となった火山観測関連工事等が収束したことにより461百万円改善の41百万円となっております。

② 宇宙防衛事業

■主要な事業内容

宇宙環境・地球環境計測機器、ロケット・衛星に搭載する監視カメラ、宇宙ステーション搭載機器、宇宙技術の地上転用機器、飛翔体搭載用テレメータ、ロケット制御機器、宇宙環境での熱真空、振動、放射線試験等の受託等

宇宙防衛事業の売上高は、前期に比べて衛星搭載機器や宇宙技術の地上転用は比較的堅調に推移しているものの、アビオニクス関係が不調であったため、481百万円減少の2,309百万円となりました。売上高全体に占める割合は35%となりました。営業利益は、売上高減少の影響に加えて、当期において、過去に契約した長工期案件の製造・試験段階での技術課題が多く発現したことによる原価悪化の影響により、前期に比べて130百万円減少し、37百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、2億5千8百万円(前期1億7千3百万円)で前期比49.4%増加いたしました。また、対売上高比率は4.0%であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金調達の一環として金融機関数社と一定の借越枠を設定した当座借越契約を締結しております。また、IHIグループの連結経営強化のため、財務機能の一元化による資金の効率化を図ることを目的として、グループで導入しているキャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)に加盟しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成26年度 (第102期)	平成27年度 (第103期)	平成28年度 (第104期)	平成29年度 (第105期)
売 上 高	7,450 ^{百万円}	8,454 ^{百万円}	7,458 ^{百万円}	6,527 ^{百万円}
経常利益又は経常損失(△)	256 ^{百万円}	114 ^{百万円}	△245 ^{百万円}	19 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	217 ^{百万円}	172 ^{百万円}	△394 ^{百万円}	9 ^{百万円}
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△)	円 銭 1 64	円 銭 1 30	円 銭 △2 97	円 銭 0 07
総 資 産	10,676 ^{百万円}	11,282 ^{百万円}	10,621 ^{百万円}	10,373 ^{百万円}
純 資 産	5,857 ^{百万円}	5,901 ^{百万円}	5,366 ^{百万円}	5,364 ^{百万円}
1株当たり 純 資 産	円 銭 44 12	円 銭 44 45	円 銭 40 42	円 銭 40 41

(9) 対処すべき課題

「収益基盤の確保、そして成長に向けての再挑戦」を旨とする「2016中期事業計画」について、その基本方針が変わるところはありません。しかしながら、初年度及び2年目までの進捗はそれまでの業績悪化により大きく後退してしまいました。その最大要因は、受注・売上の大幅未達と受注案件のリスク検討不足やプロジェクトの遂行能力不足による原価増大やクレーム費用の発生による損益悪化にあります。このため、基本方針を踏まえながらも「成長への戦略的取組み」と「事業基盤の安定化」を追加施策とし、受注確保に向けた競争力強化と収益改善に向けた体質強化を推進していきます。具体的には、受注確保に向けては、「大型更新需要の確実な取り込み」、「優位性のある未開拓市場への拡販」、「宇宙分野の信頼向上と受注回復」に積極的に取り組んでいきます。収益改善に向けては、「プロジェクト遂行能力の強化」により損失を抑制し、「リソース活用の効率化の徹底」で生産性の向上や費用効率の最大化を進めていきます。

2016中期事業計画では、平成30年度の目標として、売上高 100億円、営業利益率 7%を掲げました。平成30年度の計画段階ではこの中期事業目標には未達の見通しながら、実行中の施策効果を創出し、業績安定化に向けた基礎を固めてまいります。中長期的には営業利益率7%の安定的実現を最優先指標として取り組んでいきます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社への 議決権比率	主要な事業内容
株式会社 I H I	1,071 億円	51.20 %	産業機械、車両用過給機、 物流システム、発電用ボイラ、 各種プラント、航空機用エンジン、 宇宙開発機器などのエンジニアリングおよび製造・販売

(注) 親会社である株式会社 I H I との取引条件を決定するにあたり、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定していることから、当社取締役会としては当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
明星マネジメントサービス株式会社	20 百万円	100 %	サービス業務の請負、人材派遣

(11) 主要拠点等（平成30年3月31日現在）

〔本店・工場〕 群馬県伊勢崎市長沼町2223番地

〔東京事業所〕 東京都江東区豊洲三丁目1番1号

〔支店〕

北海道支店	北海道札幌市中央区
東北支店	宮城県仙台市青葉区
関東支店	東京都江東区
関西支店	大阪府大阪市北区
中四国支店	広島県広島市中区
九州支店	福岡県福岡市中央区

〔営業所〕 中部営業所 愛知県名古屋市中村区

〔出張所〕 沖縄出張所 沖縄県中頭郡西原町

(12) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

企業集団の従業員数

従業員数		前連結会計年度末比増減
男性	300名	26名減
女性	64名	1名増
合計	364名	25名減

(注) 顧問、非常勤嘱託、出向者、パートタイマーは上記に含んでおりません。

(13) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社 三菱東京UFJ銀行	110
株式会社 東和銀行	50

2. 会社の株式に関する事項

当期末現在の株式の状況は次のとおりであります。

- (1) 発行可能株式総数 235,560,000株
- (2) 発行済株式の総数 132,796,338株（自己株式 57,445株を含む。）
- (3) 当期末株主数
株主数 7,174名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	株式持株比率
株式会社 I H I	67,720,000 株	51.01 %
日本電気株式会社	2,634,772	1.98
荒井 忍	2,218,000	1.67
MSIP CLIENT SECURITIES	2,135,999	1.60
株式会社 S B I 証券	1,128,000	0.84
丸栄ハウジング株式会社	1,050,000	0.79
K K エステート株式会社	802,000	0.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	793,000	0.59
山田 紘一郎	710,000	0.53
有限会社 荒井経済研究所	700,000	0.52

(注) 株式持株比率は、自己株式（57,445株）を控除して計算しております。
株式持株比率は、小数点第3位以下を切捨てて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
高田 成人	代表取締役社長 兼最高経営責任者	
柴田 耕志	取締役兼執行役員 (気象防災事業部長)	
橋田 英夫	取締役	
齋藤 隆	取締役兼執行役員 (営業統括部長兼気象 防災事業部副事業部長)	
加藤 格	取締役	株式会社 I H I 高度情報マネジメント統括本部企画管理部長
山下 守	取締役	株式会社インソース監査役
中川 精二	取締役	
坂巻 伸幸	常勤監査役	
磯本 聡一	監査役	株式会社 I H I 経営企画部市場調査グループ主幹
入澤 武久	監査役	弁護士（入澤法律事務所） 栄研化学株式会社社外取締役
中村 明弘	監査役	
<p>1. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。</p> <p>退任取締役（平成29年6月21日退任） 羽根木 武</p> <p>退任監査役（平成29年6月21日退任） 谷田貝 勉</p> <p>新任取締役（平成29年6月21日就任） 齋藤 隆</p> <p>新任監査役（平成29年6月21日就任） 坂巻 伸幸</p> <p>2. 取締役のうち、山下守氏および中川精二氏は社外取締役であります。</p> <p>3. 取締役のうち、山下守氏および中川精二氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。</p> <p>4. 監査役のうち、入澤武久氏および中村明弘氏は社外監査役であります。</p> <p>5. 監査役中村明弘氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。</p> <p>6. 監査役のうち入澤武久氏および中村明弘氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。</p>		

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役（常勤監査役を除く。）と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	当期の支払報酬額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	78百万円 (7百万円)	年額200百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	18百万円 (7百万円)	年額 36百万円
計	11名	96百万円	年額236百万円

上記には、平成29年6月21日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれています。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当期における主な活動状況

社外取締役 山下 守

同氏は株式会社インソースの社外監査役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回のすべてに出席しました。取締役会においては、長年にわたり経営に携われた経歴を通じて培われた経験と見識をもとに社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 中川 精二

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回のすべてに出席しました。取締役会においては、長年にわたり経営に携われた経歴を通じて培われた経験と見識をもとに社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 入澤 武久

同氏は栄研化学株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回のすべてに出席、監査役会14回のすべてに出席しました。取締役会においては、弁護士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

社外監査役 中村 明弘

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回中17回出席、監査役会14回中13回に出席しました。取締役会においては、公認会計士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が(1回)ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 24百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、妥当性や適切性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(6) その他の事項

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益は、上記(2)に記載する以外にありません。また、会計監査人以外の公認会計士または監査法人が当社の子会社の計算書類の監査をしている事実はありません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

第1章 目的

①目的

本基本方針は、会社法が規定する（平成17年法律第86号）の規定により取締役会に委任された「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務、ならびに当該株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めることによつて、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効を高め、企業価値向上に資することを目的とする。

第2章 取締役・従業員に関する内部統制システム

①取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、職務執行において法令および定款に適合することを確保するため、関連する規程を制定し、取締役・従業員はこれらを遵守する。取締役は、職務執行にあたっては業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行われていることを監査するための体制を整備する。

・規程の整備

「明星電気グループ基本行動指針」等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを整備する。

・コンプライアンス活動体制

コンプライアンスに関する活動は、「コンプライアンス委員会」が当社グループ共通の活動方針を策定し、各部門の活動計画や全社への教育を通して従業員に展開する。

・活動状況の確認と是正のための体制

各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査室」を設置し、監査結果について適宜取締役会に報告する。また、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」の相談・通報の窓口を社内外に設けることで、自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。

②情報の保存および保管に関する体制

取締役会は、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により保存および保管する場合の管理体制について「文書情報管理基本規程」を整備する。取締役および従業員は、「文書情報管理基本規程」の定めるところにより職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録による方法により保存および保管する。

③リスク管理に関する体制

取締役は、当社グループそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。取締役は、当社グループの業務執行に係る種々のリスクとして、リスクの評価・識別・監視の重要性を識別し、適切なリスク管理体制の整備ならびにその運用・評価のための体制を整備する。

取締役は、当社グループのそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、当社グループの業績、財政状態および株主に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会および監査役会に報告する。

④職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催する。また、毎日常勤の取締役ならびに執行役員等が出席する経営会議を開催し、当社の重要事項について審議する。

取締役は、每期当初に収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行い、月次で目標の達成状況を確認することによって、取締役の職務の執行の効率性を確保する。

第3章 企業集団における内部統制システム

①企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、各種規程を整備し、当社グループを管理・監督・指導する主管部門を定め、グループ企業を含めた当社グループの事業全般に対して、責任あるガバナンスが確保できる体制を整えるとともに、重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

②反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を持たない。また、同勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、取締役および関係部署が一致協力して組織的に対応し断固としてこれを拒絶する。

第4章 監査役の適正監査確保に関する内部統制システム

①監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役は、監査役の職務の執行を補助するために監査役事務局を置くことができる。監査役事務局の人事に係る事項は監査役との協議に基づき、取締役会の決定により定める。監査役事務局を置く場合、監査役事務局は監査役の指示に従うものとし、取締役は、監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保および監査役の指示の実効性の確保に留意する。

②監査役の監査に関する事項

監査役は、監査役会において定めた監査の方針等に則り、取締役会等の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門や重要な子会社の業務および財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。

また、監査役が職務執行上必要とする費用は、会社がこれを負担する。

③監査役への報告に関する事項

取締役および従業員は、監査役または監査役会に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況および内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。

なお、当該報告をした者は報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりです。

- ① 取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の営業実績等の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。その他に取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行いました。

- ② 監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令の遵守について監査いたしました。
- ③ コンプライアンス委員会を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス推進体制を見直しました。また、eラーニング等により教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めました。
- ④ リスク管理委員会を3回開催し、当社グループのリスク評価を行い、その管理および低減に努めました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑥ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等に関する事項

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を最重要課題であると認識し、その為市場環境の変化に耐え得る強靱な経営基盤の確立と財政基盤の強化を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分をすることを基本方針としております。

なお、当社は、平成23年6月28日開催の第98回定時株主総会において、取締役会決議に基づく剰余金の配当等を可能とする定款変更を行っております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきますと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承たまわりますようお願い申し上げます。引き続き業績の回復に全力をあげて対処し、早期に復配できますよう努力してまいります。

(注) 本事業報告における金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	<u>6,505,271</u>	流動負債	<u>2,851,490</u>
現金及び預金	457,164	買掛金	1,348,922
受取手形及び売掛金	4,739,086	短期借入金	537,105
製品	108,221	リース債務	29,628
仕掛品	444,045	未払金	176,540
原材料及び貯蔵品	506,520	未払法人税等	48,148
繰延税金資産	191,840	未払消費税等	131,648
その他	58,392	前受金	115,278
		製品保証引当金	113,172
		賞与引当金	167,112
		受注損失引当金	97,515
		その他	86,418
固定資産	<u>3,868,519</u>	固定負債	<u>2,158,028</u>
有形固定資産	(3,658,370)	リース債務	73,945
建物及び構築物	329,722	退職給付に係る負債	1,336,672
機械装置及び運搬具	307,676	環境対策引当金	15,400
土地	2,546,772	再評価に係る繰延税金負債	732,011
リース資産	103,111		
建設仮勘定	14,445	負債合計	5,009,519
その他	356,642	(純資産の部)	
無形固定資産	(20,368)	株主資本	<u>3,681,741</u>
リース資産	694	資本金	2,996,530
その他	19,674	利益剰余金	691,517
投資その他の資産	(189,781)	自己株式	△6,306
投資有価証券	106,346	その他の包括利益累計額	<u>1,682,529</u>
長期貸付金	76	土地再評価差額金	1,671,177
退職給付に係る資産	24,201	繰延ヘッジ損益	1,209
繰延税金資産	29,312	退職給付に係る調整累計額	10,142
その他	48,713		
貸倒引当金	△18,870	純資産合計	5,364,271
資産合計	10,373,791	負債・純資産合計	10,373,791

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		6,527,080
売 上 原 価		5,296,114
売 上 総 利 益		1,230,965
販売費及び一般管理費		1,207,206
営 業 利 益		23,758
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,555	
受 取 配 当 金	6	
受 取 賃 貸 料	16,247	
そ の 他	5,766	23,575
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,634	
株 式 管 理 費 用	8,433	
支 払 手 数 料	4,670	
固 定 資 産 除 売 却 損	2,010	
為 替 差 損	5,393	
そ の 他	2,330	27,473
経 常 利 益		19,860
税金等調整前当期純利益		19,860
法人税、住民税及び事業税		27,711
法 人 税 等 調 整 額		△17,517
法 人 税 等 合 計		10,193
当 期 純 利 益		9,667
親会社株主に帰属する当期純利益		9,667

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資本金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,996,530	681,849	△5,590	3,672,789
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		-		-
親会社株主に帰属する当期純利益		9,667		9,667
自己株式の取得			△715	△715
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-
当 期 変 動 額 合 計	-	9,667	△715	8,952
当 期 末 残 高	2,996,530	691,517	△6,306	3,681,741

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	土地再評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
	千円		千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,671,177	-	22,208	1,693,385	5,366,175
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					-
親会社株主に帰属する当期純利益		-			9,667
自己株式の取得		-			△715
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	1,209	△12,065	△10,856	△10,856
当 期 変 動 額 合 計	-	1,209	△12,065	△10,856	△1,903
当 期 末 残 高	1,671,177	1,209	10,142	1,682,529	5,364,271

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	6,471,961	流動負債	2,856,043
現金及び預金	413,245	買掛金	1,354,091
受取手形	56,102	短期借入金	537,105
売掛金	4,682,984	リース債務	29,628
製品	108,221	未払金	185,204
原材料	502,085	未払費用	69,429
仕掛品	444,045	未払法人税等	47,938
貯蔵品	4,434	未払消費税等	130,470
前払費用	34,094	前受金	115,278
繰延税金資産	191,840	預り金	12,869
未収入金	26,476	製品保証引当金	113,172
その他	8,430	受注損失引当金	97,515
		賞与引当金	161,138
		その他	2,200
固定資産	3,893,556	固定負債	2,169,819
有形固定資産	(3,658,370)	リース債務	73,945
建築物	321,612	退職給付引当金	1,348,463
構築物	8,110	環境対策引当金	15,400
機械及び装置	307,028	再評価に係る繰延税金負債	732,011
車両運搬具	647		
工具・器具及び備品	356,642		
土地	2,546,772		
リース資産	103,111		
建設仮勘定	14,445		
無形固定資産	(20,221)	負債合計	5,025,862
ソフトウェア	18,318	(純資産の部)	
リース資産	694	株主資本	3,667,269
その他	1,208	資本金	2,996,530
投資その他の資産	(214,964)	利益剰余金	677,044
投資有価証券	106,346	利益準備金	213,827
関係会社株式	20,000	その他利益剰余金	463,216
長期貸付金	76	繰越利益剰余金	463,216
前払年金費用	25,047	自己株式	△6,306
長期前払費用	2,315	評価・換算差額等	1,672,386
繰延税金資産	33,754	土地再評価差額金	1,671,177
その他	46,292	繰延ヘッジ損益	1,209
貸倒引当金	△18,870		
資産合計	10,365,518	純資産合計	5,339,656
		負債・純資産合計	10,365,518

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		6,527,080
売 上 原 価		5,319,179
売 上 総 利 益		1,207,901
販売費及び一般管理費		1,184,180
営 業 利 益		23,720
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,555	
受 取 配 当 金	6	
受 取 賃 貸 料	16,427	
そ の 他	5,588	23,577
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,634	
支 払 手 数 料	4,670	
売 上 債 権 売 却 損	104	
株 式 管 理 費 用	8,433	
固 定 資 産 除 売 却 損	2,010	
為 替 差 損	5,393	
そ の 他	2,223	27,470
経 常 利 益		19,827
税 引 前 当 期 純 利 益		19,827
法人税、住民税及び事業税		27,501
法 人 税 等 調 整 額		△17,517
法 人 税 等 合 計		9,983
当 期 純 利 益		9,843

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資本金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,996,530	213,827	453,373	667,201	△5,590	3,658,140
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		-	-	-		-
当 期 純 利 益			9,843	9,843		9,843
自 己 株 式 の 取 得					△715	△715
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	9,843	9,843	△715	9,128
当 期 末 残 高	2,996,530	213,827	463,216	677,044	△6,306	3,667,269

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	土地再評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
	千円		千円	千円
当 期 首 残 高	1,671,177	-	1,671,177	5,329,318
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				-
当 期 純 利 益		-		9,843
自 己 株 式 の 取 得		-		△715
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	1,209	1,209	1,209
当 期 変 動 額 合 計	-	1,209	1,209	10,337
当 期 末 残 高	1,671,177	1,209	1,672,386	5,339,656

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

明星電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高梨 洋一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星電気株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

明星電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 秀之 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高梨 洋一 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星電気株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月24日

明星電気株式会社 監査役会

常勤監査役	坂	卷	伸	幸	印
監査役	磯	本	聡	一	印
社外監査役	入	澤	武	久	印
社外監査役	中	村	明	弘	印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的として、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を進めており、その期限を平成30年10月1日と定めております。当社は、上場会社としてこの趣旨を踏まえ、会社法第195条の定めに従い、平成30年5月24日開催の取締役会において、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更する旨決議いたしました。

これに伴い、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として下記のとおり、株式併合を行うものであります。併せまして、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の235,560,000株を23,556,000株に変更いたします。

なお、上記単元株式数の変更は、本議案が原案どおり可決承認されることを条件に、平成30年10月1日をもって、その効力が生ずることとしております。

2. 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主様に対しましては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成30年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

23,556,000株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権等、株主様の権利も変動はありません。

【ご参考】

1. 定款変更について

本議案が原案どおり可決承認された場合には、平成30年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>235,560,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>23,556,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役（高田成人、柴田耕志、橘田英夫、齋藤隆、加藤格、山下守、中川精二）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たか た なる と 高田成人 (昭和30年 1月15日生)	昭和52年 4月 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社IHI) 入社 平成19年 4月 同 情報システム部長 平成20年 4月 同 執行役員 調達管理本部副本部長 平成22年 4月 同 執行役員 ものづくり改革推進本部長 平成24年 4月 同 常務執行役員 調達管理本部長 平成25年 4月 同 常務執行役員 調達企画本部長 平成28年 4月 当社社長補佐 平成28年 6月 同 代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者 平成29年10月 同 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 (現任)	78,000株
2	しば た こう じ 柴田耕志 (昭和35年 2月21日生)	昭和62年 4月 当社入社 平成15年 4月 同 技術本部特機技術部長 平成17年 7月 同 環境計測事業統括部副部長 兼 環境計測技術部長 平成18年 6月 同 執行役員 環境計測事業統括部副部長 兼 環境計測技術部長 平成18年10月 同 執行役員 技術開発本部副本部長 平成19年 8月 同 執行役員 技術開発本部副本部長 兼 SEグループ長 兼 営業本部副本部長 平成21年 6月 同 取締役 兼 技術開発本部長 平成25年 4月 同 取締役 執行役員 技術本部長 平成26年 4月 同 取締役 執行役員 気象防災事業本部副本部長 兼 気象・管制事業部長 平成28年 4月 同 取締役 執行役員 気象防災事業本部長 兼 気象・管制事業部長 平成29年 4月 同 取締役 執行役員 気象防災事業部長 (現任)	93,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
3	きつ た ひで お 橋 田 英 夫 (昭和33年 7月27日生)	昭和56年 4月 日産自動車株式会社入社 平成12年 7月 石川島播磨重工業株式会社(現 株式会社IHI I)入社 株式会社アイ・エイチ・アイ・エア ロススペース(現 株式会社IHIエアロスペ ース) 出向 平成16年 7月 同 防衛技術部防衛装備室長 平成19年 4月 同 防衛技術部長 平成24年 4月 同 営業部長 平成25年 6月 同 取締役 営業部長 平成26年 7月 同 取締役 平成28年 4月 当社 社長補佐 平成28年 6月 同 取締役(現任)	78,000株
4	さい とう たかし 齋 藤 隆 (昭和37年 10月14日生)	昭和60年 4月 当社入社 平成15年 4月 同 営業本部環境計測営業部長 平成17年 7月 同 環境計測事業統括部長 平成18年 6月 同 執行役員 営業本部副本部長 兼 環境計測事 業統括部長 平成22年 6月 同 取締役 営業本部長 平成26年 4月 株式会社IHI 営業本部関西支社副支社長 平成29年 4月 当社 理事 営業統括部長 兼 気象防災事業部副 事業部長 平成29年 6月 同 取締役 執行役員 営業統括部長 兼 気象防 災事業部副事業部長(現任)	55,000株
5	か とう ただし 加 藤 格 (昭和43年 12月15日生)	平成 3年 4月 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社IHI)入社 平成21年 4月 同 契約法務部 プロジェクト審査グループ 主 幹 平成23年 4月 株式会社IHI エスキューブ 通信ネットワ ーク 副事業部長 平成26年 4月 株式会社IHI ICT企画グループ担当部長 平成28年 4月 同 高度情報マネジメント統括本部管理部長 平成28年 6月 当社 取締役(現任) 平成29年 4月 株式会社IHI 高度情報マネジメント統括本 部企画管理部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社IHI 高度情報マネジメント統括本部企画管理 部長	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	やま した まる 山下 守 (昭和23年 2月14日生)	昭和48年 4月 日本電気株式会社入社 平成12年 7月 同 第一ソリューション営業事業本部第三官庁システム事業部長 平成16年 4月 同 航空宇宙・防衛事業本部長 平成17年 4月 同 執行役員兼航空宇宙・防衛事業本部長 平成19年 6月 日本アビオニクス株式会社取締役 平成20年 4月 日本電気株式会社執行役員常務 平成21年 4月 日本アビオニクス株式会社取締役執行役員常務 平成22年 6月 同 代表取締役執行役員社長 平成27年 6月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社インソース 監査役	—
7	なか がわ せい じ 中川 精二 (昭和24年 4月13日生)	昭和47年 4月 富士通株式会社入社 平成15年 6月 同 特機システム本部長 平成18年 6月 同 経営執行役 兼 特機システム事業本部長 兼 株式会社富士通システム統合研究所代表取締役社長 平成19年 6月 同 経営執行役 兼 特機システム事業本部長 兼 株式会社富士通システム統合研究所代表取締役社長 兼 富士通特機システム株式会社 代表取締役社長 平成28年 6月 当社 取締役 (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。
- (1) 加藤格氏は、株式会社 I H I において高度情報マネジメント統括本部企画管理部長を務めており、同社は当社と取引関係があります。
 - (2) その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の当社の親会社等における地位および担当
- (1) 当社の親会社又は当社の親会社の子会社（当社を除く。）の業務執行者であるときの地位および担当
加藤格氏は、当社の親会社である株式会社 I H I において高度情報マネジメント統括本部企画管理部長を務めております。
 - (2) 過去5年間に親会社又は当社の親会社の子会社（当社を除く。）の業務執行者であったときの地位および担当
 - ① 高田成人氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社 I H I における業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
 - ② 橋田英夫氏の過去5年間での当社の親会社の子会社である株式会社 I H I エアロスペースにおける業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
 - ③ 齋藤隆氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社 I H I における業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
 - ④ 加藤格氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社 I H I における業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。

3. 取締役との責任限定契約について
当社と加藤格氏、山下守氏および中川精二氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。加藤格氏、山下守氏および中川精二氏が選任された場合は、当社は引き続き同各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 山下守氏および中川精二氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由について
 - ・山下守氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は日本電気株式会社において執行役員を、日本アビオニクス株式会社で代表取締役執行役員社長を務めるなど、長年にわたり経営に携わられており、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験と見識をもとに当社の経営に対する適切な監督を行っていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
 - ・中川精二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は富士通株式会社において経営執行役員を、富士通特機システム株式会社で代表取締役社長を務めるなど、長年にわたり経営に携わられており、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験と見識をもとに当社の経営に対する適切な監督を行っていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
 - (2) 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数
 - ・山下守氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年間であります。
 - ・中川精二氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年間であります。
 - (3) 独立役員に関する事項
当社は、山下守氏および中川精二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年6月20日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されているパスワードおよび議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(2) WebブラウザおよびPDFビューアがインストールされていること。

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver. 7～9	Adobe® Reader® Ver. 9
Windows® Ver. 7	Internet Explorer® Ver. 8～11	Adobe® Reader® Ver. 11
Windows® Ver. 8.1	Internet Explorer® Ver. 11	Adobe® Reader® Ver. 11

※Windows、Windows Vista、およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe および Readerは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

- (3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
- (5) スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引のある証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

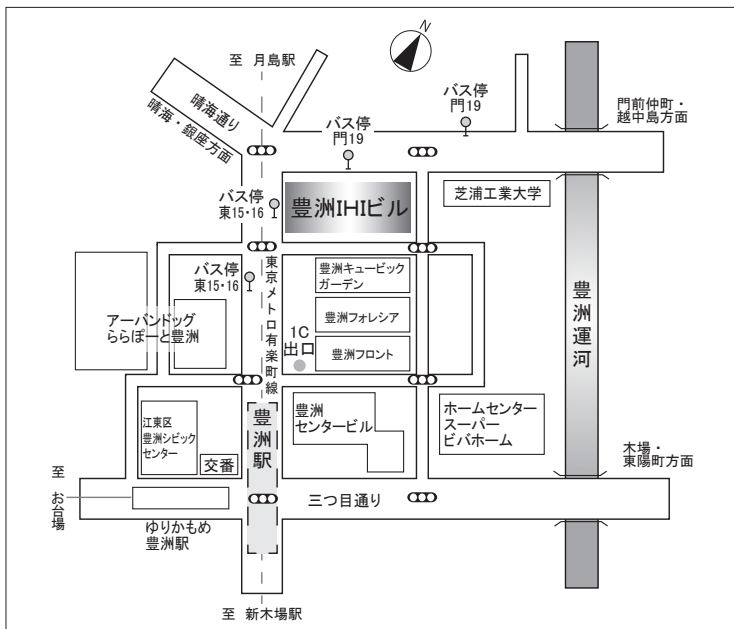
三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

【株主総会についてのお問合せ先】
電話 0270-32-1111

【会場へのご案内】

会 場 豊洲IHIビル低層棟3階研修室
住 所 東京都江東区豊洲三丁目1番1号
電 話 03-6204-8250（会場についてのお問合せ先）



【最寄駅・バス停留所】

最寄駅	東京メトロ有楽町線	豊洲駅 1c 出口より徒歩5分
	新交通ゆりかもめ	豊洲駅 北口より徒歩7分
最寄のバス停	都営バス	都営バス東15系統または東16系統 IHI前 下車すぐ
		都営バス門19系統 豊洲1丁目またはIHI前 下車すぐ